

平成30年度

久米島町立球美中学校

〈いじめ防止のための基本方針〉



久米島町立球美中学校

◆ もくじ ◆

第1部 教職員マニュアル

- I いじめ問題に対する基本的な考え方・・・・・・・・・・ 1
 - 1 いじめの定義
 - 2 いじめの基本認識
- II いじめの未然防止について・・・・・・・・・・ 2
 - 1 子どもや学級の様子を知るためには
 - 2 互いに認め合い、助け合う仲間づくりのためには
 - 3 命や人権を尊重し豊かな心を育てるためには
 - 4 保護者や地域の方への働きかけ
- III いじめの早期発見・・・・・・・・・・ 5
 - 1 教職員のいじめに気づく力を高めるためには
 - 2 いじめの態様
 - 3 いじめが見えにくいのは
 - 4 早期発見のための手だて
 - 5 相談しやすい環境づくりを進めるために
 - 6 地域の協力を得るために
- IV 早期対応・・・・・・・・・・ 8
 - 1 いじめ対応の基本的な流れ
 - 2 いじめ発見時の緊急対応
 - 3 いじめが起きた場合の対応
 - 4 迅速に対応するためには
- V ネット上のいじめの対応・・・・・・・・・・ 11
 - 1 ネット上のいじめとは
 - 2 未然防止のためには
 - 3 早期発見・早期対応のためには
- VI いじめ重大事態への対応（挿入）・・・・・・・・・・ 16
 - 1 いじめの重大事態の定義と対応について
- VII 子どもの自殺が起きたときの背景調査の指針（挿入）・・・・・・・・ 16
 - 1 背景調査について
 - 2 拝啓調査の流れと早期着手の必要性
 - 3 緊急対応と背景調査との関係

第2部 組織対応マニュアル

- 1 球美中学校いじめ対応チームの組織図
- 2 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ

資料 [いじめ早期発見のためのチェックリスト]
〔1 未然防止 2 早期発見 3 早期対応の流れ〕

I いじめ問題に関する基本的な考え方

いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながらどの子にも、どの学校にも起こり得ることから、学校、教育委員会はもとより家庭、地域が一体となって、一過性ではなく、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組まなければならないものである。

いじめ問題への取り組みにあたっては、学校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取り組みを進める必要がある。とりわけ、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は教育活動の在り方と密接に関わっており、全ての教職員が日々実践することが求められる。

1 いじめの定義

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うものとする。

【文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査より」】

〔差し替え〕

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 H25 年定義）

〔枠外に挿入〕

※個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けたとする児童生徒の立場に立つことが必要である。いじめの判断及び認知は、特定の教職員のみによることなく、第 22 条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。（沖縄県いじめ防止基本方針 H26 年 9 月 30 日）

「一定の人的関係」と「物理的な影響」の解説も載せるか？ 沖縄県いじめ防止基本方針 P8

2 いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるか十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。いじめには様々な特質があるが以下の①～⑧は教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識である。

大人の社会で許されないことは子どもの社会でも許されない。

- ①いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得る問題である。
- ①いじめは人権侵害であり、「人間として絶対に許されない」という強い認識に立つこと。
いじめ問題に対しては被害者の立場に立った親身の指導を行うこと。
- ③いじめは大人に気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤いじめはその行為の様態により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥いじめ問題は**学校（教師）の指導の在り方が問われる**問題であること。
- ⑦いじめ問題は**家庭教育の在り方に大きく関わる**問題であること。
- ⑧**学校、家庭、地域社会等、関係者が一体となって**取り組むことが必要であること。

③～⑤は削除 沖縄県いじめ対応マニュアル～改訂版～ P2

Ⅱ いじめの未然防止について

いじめ問題において、「いじめが起こらない学校・学級づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、**どの子にも、どの学級にも起こり得る**」という認識をすべての教職員が持ち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要がある。**学校教育全体を通じ、すべての児童生徒に「いじめは決して許されない」こと**の理解を促す。子ども達、保護者の意識や背景、地域・学校の特性を把握したうえで、年間を見通した開発的な取り組みを計画・実施する必要があると考えられる。

1 子どもや学級の様子を知るためには

(1) 教職員の気づきが基本

子ども達や学級の様子を知るためには、教職員の気づきが大切である。同じ目線で物事を考え、共に笑い涙し、怒り子ども達と場を共有すること必要である。子ども達の些細な言動から個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる感性をたかめていくことが求められる。

例 ・気になる変化が見られた、遊びやふざけなどのようにも見えるものの気になる行動があった等 5 W 1 H (いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように) を付箋紙等に簡単にメモし、職員がいつでも共有できるようにするなど。
・保健室の様子を聞くなど

(2) 実態把握の方法

- ア 学級や学年の状態を把握したうえで、いじめ問題への具体的な指導計画を立てる。
- イ 子ども達及び保護者への意識調査
- ウ 学級内の人間関係を捉える調査 (QU テスト等)

※配慮を要する子ども達の進級・進学・転学に対しては教職員間や学校間、校種間で適切な引き継ぎを行う必要がある。

2 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくりのためには

主体的な活動を通して、子ども達が自分自身を価値のある存在と認め、大切に思う「自尊感情」を感じとれる「心の居場所づくり」の取り組みが大切である。

子ども達は、周囲の環境によって大きな影響を受けやすく、学校で身近な存在である教職員の姿勢は、重要な教育環境の1つである。教職員が子ども達に対して愛情を持ち、配慮を要する子ども達を中心に据えた温かい学級経営や教育活動を展開することが、子ども達に自己存在感や充実感を与えることになり、いじめの発生を抑え、未然防止の上での大きな力になると考えられる。

(1) 子ども達のまなざしと信頼

子ども達は、教職員の一挙手一投足に目を向けている。教職員の何気ない言動が、子ども達を傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合があります。教職員は、子ども達の良きモデルとなり、慕われ信頼されることが求められる。

(2) 心の通い合う教職員の教職員の協力協働体制

温かい学級経営や教育活動を学年や学校全体で展開していくためには、教職員の共通理解が不可欠であり、互いに学級経営や授業、生徒指導について、尋ねたり、気軽に話ができる職場の雰囲気大切である。そのためには、校内組織が有効に機能し、様々な問題へ対応できる体制を構築するとともに、子ども達と向き合う時間を確保し、心の通い合う学校づくりを推進することが必要である。

(3) 自尊感情を高める、学習活動や学級活動、学年・学校行事

授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他社と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりが必要である。その中で、「こんなに認められた」、「人の役に立った」という経験が、子ども達を成長させることとなる。また、教職員の子ども達への温かい声かけが、「認められた」と自己肯定感につながり、子ども達は大きく変化すると考えられる。

○ 子ども達に自信を持たせる「とっておきの言葉」例

- ・「そうか、それはいいところに気がついたね。」
- ・「あのときの態度、立派だったよ。大きく見えたよ。」
- ・「ああすることは、とても勇気のあることだったでしょう。感心したよ」
- ・「あなたの対応はとても気持ちが明るくなるね。」
- ・「あなたの〇〇に取り組む姿勢はすばらしい。」
- ・「そう、〇〇ができたの。すごい、うれしいわ」

〈中学生の心に残ることば〉

- ・大切なあなただからこそ、こうやって話をするんだ。
- ・あなたにはあなたの可能性がある、大事にしなきゃ。
- ・約束だよ、信じてるから
- ・可能性という自分自身の扉を開こう。
- ・幸せになって欲しいからだよ。
- ・あなたが必要なんだ

○ いじめ未然防止のための子ども達による主体的な活動例

生徒会による自発的、自治的な活動で、いじめ防止を訴え、解決を図れるような取り組みを進めることも効果的な方法である。

例 ①異年齢交流

新入生歓迎球技大会・縦割り班での運動会の取り組み等

②「いじめ STOP！」宣言

生徒会が中心になり、「いじめ STOP！」を宣言する。相談箱の設置、標語の募集ポスター作り等の取り組みを進める

(4) 命や人権を尊重し豊かな心を育てるためには

人権尊重の精神の涵養を目的とする人権教育や思いやりの心を育む道徳教育、また、様々なかかわりを深める体験教育を充実させることは、豊かな心を育成する重要なポイントである。

①人権教育の充実

いじめは「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを子ども達に理解させることが大切である。また子ども達が人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る必要がある。

②道徳教育の充実

未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」に対し、道徳の授業は大きな力を発揮する。とりわけ、いじめ問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てることが大切になる。

子ども達は心根が揺さぶられる教材や資料に出会い、人としての「気高さ」や「心づかい」、「やさしさ」等に触れれば、自分自身の生活や行動を省み、いじめ抑止につながると考えられる。道徳の授業では、学級の生徒の実態に合わせて、題材や資料等の内容を十分に検討したうえで取り扱うことが重要になる。

③体験教育の充実

子ども達は自己と向き合い、他者、社会、自然との直接的な関わりの中で、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自分自身が気づき、発見して体得していく。しかしながら、現在の子供達は福祉体験やボランティア体験、就業体験等の「生きた社会」との関わりが少なく、学校が意識的に発達段階に応じた体験教育を体系的に展開し、教育活動に取り入れて行くことも重要である。

体験活動の例

体験型環境学習・就業体験（職場体験学習）・伝統文化芸術体験・交流及び共同学習
ボランティア福祉体験等

④コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実

現在の子供達は、他者と関わる生活体験や社会体験が少ないため、日々の授業をはじめとする学校生活のあらゆる場面において、他者との関わる機会を増やしていくことが必要となる。子供達が他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身に付け対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを教育活動に取り入れることは有効である。

【様々な学習手法の例】

- ・エンカウンター ・ソーシャルスキルトレーニング
- ・アサーショントレーニング ・ピアメディエーション 等

(5) 保護者や地域の方への働きかけ

P T Aの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場所を設けることが大切である。また、いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうために、保護者研修会の開催やHP、学校、学級だより等による広報活動を積極的に行うことも大切である。

〈実践例1〉授業参観等

- 授業参観において、保護者や地域の方に道徳や特別活動等の時間を公開する。
- 学級活動で、ゲストティーチャーとして保護者や地域の方を招き、話を聞く。
- 学級活動等で、いじめについてクラスで考えるにあたって、保護者にインタビューする課題を出す

(例)「いじめのない、互いに認め合うクラスになるには、どうしたらいいか」のテーマで話し合うので、ご意見を聞かせて下さい。

〈実践例2〉学級通信・学年通信

- いじめへの取り組みについて学級通信や学年通信を通して保護者に協力をよびかけて、その内容についての意見をもらう

(例1) 標語募集

生徒会を中心にいじめ防止運動の標語を保護者から募集する。

(例2) [いじめのサインに敏感に]

元気がない、遅刻しがち、体調不良、持ち物がなくなる等、いつもとちがう子どもの変化に気付くために、心がけていることを教えて下さい。

Ⅲ いじめの早期発見

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と子どもたちとの信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が子どもたちの小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。また、子どもたちに関わるすべての教職員の間で情報を共有し、保護者や地域の方とも連携して情報を収集することが大切である。

1 教職員のいじめに気づく力を高めるためには

(1) 子どもの立場に立つ

一人ひとりを人格のある人間としてその個性と向き合い、人権を守り尊重した教育活動を行わなければならない。そのためには、人権感覚を磨き、子どもたちの言葉をきちんと受け止め、子どもたちの立場に立ち、子どもたちを守るという姿勢が大切である。

(2) 子どもたちを共感的に理解する

集団の中で配慮を要する子どもたちに気づき、子どもたちの些細な言動から、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じとれるような感性を高めることが求められる。そのためには、子どもたちの気持ちを受け入れることが大切であり、共感的に子どもたちの気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリングマインドを高めることが大切である。

2 いじめの態様

いじめの態様について、その行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、いじめられている子どもを守り通すという観点から、毅然とした対応をとることが必要である。

《 分 類 》	《抵触する可能性のある刑罰法規》
ア 冷やかしからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる	・・・・・・・・脅迫・名誉毀損・侮辱
イ 仲間はずれ、集団による無視	※刑罰法規に抵触しないが他のいじめ同様に毅然とした態度が必要
ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする	・・・・・・・・暴行
エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする	・・・・・・・・暴行、傷害
オ 金品をたかられる	・・・・・・・・恐喝
カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする	・・・・・・・・窃盗・器物破損
キ いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする	・・・・・・・・強要・強制わいせつ
ク パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる	・・・・・・・・名誉毀損・侮辱

3 いじめが見えにくいのは

○いじめは大人の見えないところで行われている

いじめは大人が目につきにくい時間や場所を選んで行われている。

- ①無視やメールなど客観的に状況を把握しにくい形態で行われている（時間と場所）
- ②遊びやふざけあいのような形態、被害者なのに加害者と仲の良い仲間の一員のような形態、部活動の練習のふりをして行われている形態がある《カモフラージュ》

○いじめられている本人からの訴えは少ない

いじめられている子どもには、①親に心配をかけたくない、②いじめられている自分はダメな人間だ、③訴えても大人は信用できない、④訴えたらその仕返しが怖い、などといった心理が働く

○ネット上のいじめは最もみえにくい

ネット上でいじめにあっている兆候は学校ではほとんど見えないと言える。家庭で「メールの着信があっても出ようとしない」「最近パソコンの前に座らなくなっている」などの兆候があれば、いじめにあっている可能性があることを保護者に伝え、いじめが疑われる場合は即座に学校へ連絡するように依頼しておくことも大切である。

4 早期発見のための手だて

日々の観察

～子どもがいるところには、教職員がいる～

休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、子どもたちの様子に気を配ることが大切である。「子どもがいるところには、教職員がいる」ことを目指し、子どもたちと共に過ごす機会を積極的に設けることは、いじめ発見に効果があると考えられる。その際、いじめ早期発見のためのチェックリストを活用することも有効な手段である。また、教室には日常的にいじめの相談窓口があることを知らせる掲示物を作成・掲示していくことも大切である。

観察の視点

～集団を見る視点～

成長の発達段階からみると、子どもたちは小学校中学年以降からグループを形成し始め、発達の個人差も大きくなる時期でもあることから、いじめが発生しやすくなることが多い。担任を中心に教職員は、学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるかを把握する必要がある。また、気になる言動が見られた場合、グループに対して適切な指導を行い、関係修復にあたる必要がある。

教育相談(学校カウンセリング)

～気軽に相談できる雰囲気づくり～

日常生活の中での教職員の声かけ(チャンス相談)等、子どもが日頃から気軽に相談できる環境を作ることが重要である。また、それは教職員と子どもたちの信頼関係の上で形成されるものである。

定期的な教育相談週間を設けて、全生徒を対象とした教育相談を実施する等、相談体制を整備することが重要である。本校では5月と10月の2回に分け教育相談を実施し、カウンセリング体制を整えると同時に県・町のカウンセラーとの個別の面談も必要に応じて適宜行うことでいじめの早期発見に対応する。

いじめ実態調査アンケート

～アンケートは、実施時の配慮が重要である～

実態に応じて随時実施することを原則としますが、本校では毎月1回いじめ実態アンケート実施しいじめの認知を行う。実施方法については無記名で帰りの会等を利用しての実施をする。またアンケートはあくまでも発見の手だての1つであるという認識で行うことが大切である。(アンケートの内容については別紙参照)

4 相談しやすい環境づくりを進めるために

子どもたちが、教職員や保護者やいじめについて相談することは、非常に勇気がある行為である。いじめている側から「チクった」と言われて、いじめの対象になったり、さらにいじめが助長されたりする可能性があることを教職員が十分に認識し、その対応如何によっては、教職員への不信感を生み、その後に情報が入らなくなり、いじめが潜在化することが考えられるので十分な注意が必要である。

(1) 本人からの訴えには

- 心身の安全を保証する

日頃から「よく言ってくれたね。全力で守るからね。」という、教職員の姿勢を伝えるとともに、実際に訴えがあった場合には全力で守る手だてを考えねばならない。保健室や相談室等の一時的に危険を回避する時間や場所を提供し、担任やカウンセラーを中心に、本人の心のケアに努めるとともに、具体的に心身の安全を保証することが大切である。

- 事実関係や気持ちを傾聴する 「あなたを信じているよ。」という姿勢で、疑いをもつことなく傾聴する姿勢が大切である。

※事実関係の客観的な把握にこだわり、状況の聴取だけにならないように注意

(2) 周りの子どもからの訴えには

- いじめを訴えたことにより、その子どもへのいじめが新たに発生することを防ぐため、他の子どもたちから目の届かない場所や時間を確保し、訴えを真摯に受け止めることが大切である。

- 「よく言ってきたね。」とその勇氣ある行動を称え、情報の発信元は、絶対に明かさないことを伝え、安心感を与えることが大切である。

(3) 保護者からの訴えには

- 保護者がいじめに気づいた時に、即座に学校へ連絡できるよう、日頃から保護者との信頼関係を築くことが大切である。

- 問題が起こった時だけの連絡や家庭訪問では、信頼関係は築けません。問題が起こっていない時こそ、保護者との信頼関係を築くチャンスである。日頃から、子どもの良いところや気になるところ等、学校の様子について連絡しておくことが大切である。

- 子どもの苦手なところやできていない点を一方的に指摘されると、保護者は自分自身のしつけや子育てについて、否定されたと感じることもあります。保護者の気持ちを十分に理解して接することが大切である。

5 地域の協力を得るために

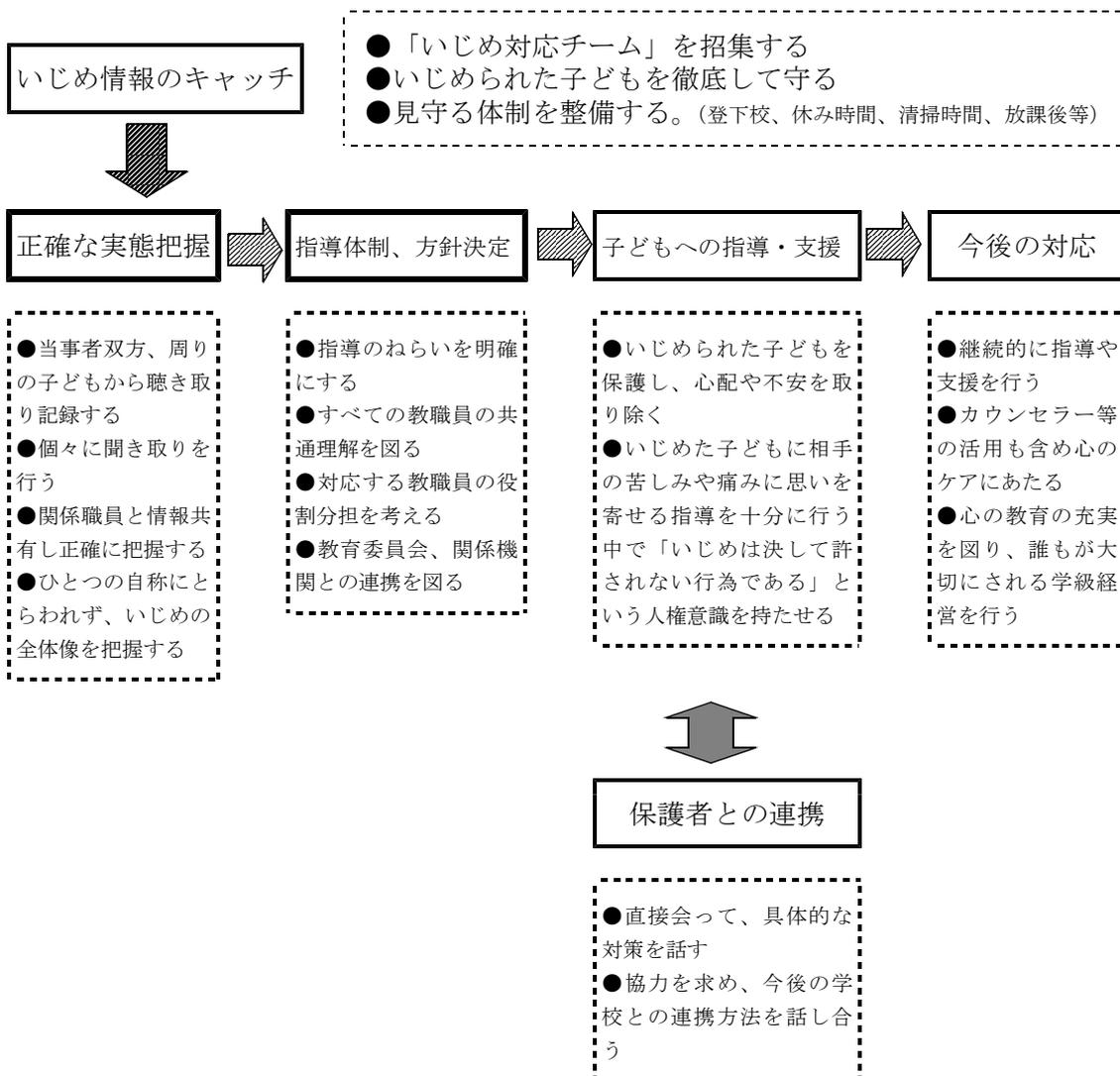
町こども安心ネット協議会及び家庭支援会議などの学校と子どもたちの教育に関わる地域団体が情報交換、協議できる場を設けるなど地域ネットワークづくりを行い、いじめ問題への対応等の学校教育活動について情報提供し、地域における「子どもの見守り活動」などの教育支援を求めることが必要である。

民生委員や児童委員、地域の各種団体から気になる言動があればすぐに学校へ連絡が入るよう、体制づくりに努めることが大切である。

IV 早期対応

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめられている子どもの苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応することが重要である。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る必要がある。

1 いじめ対応の基本的な流れ



2 いじめ発見時の緊急対応

いじめを認知した教職員は、その時に、その場で、いじめを止めるとともに、いじめにかかわる関係者に適切な指導を行わなければならない。あわせて、ただちに学級担任生徒指導担当（いじめ対応チーム）に連絡し、管理職に報告する。

(1) いじめられた子ども・いじめを知らせた子どもを守り通す

- いじめられていると相談に来た子どもや、いじめの情報を伝えに来た子どもから話を聴く場合は、他の子どもたちの目に触れないよう、場所、時間等に慎重な配慮を行う。また、事実確認は、いじめられている子どもといじめている子どもを別の場所で行うことが必要。
- 状況に応じて、いじめられている子ども、いじめ情報を伝えた子どもを徹底して守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を整備を行う。

(2) 事実確認と情報の共有

- いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経過や心情などをいじめている子どもから聴き取るとともに、周囲の子どもや保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。なお、保護者対応は、複数の教職員で対応し、事実に基づいて丁寧に行う。
- 短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行う。

把握すべき情報例

- ◆誰が誰をいじめているのか・・・【加害者と被害者の確認】
- ◆いつ、どこで起こったのか？・・・【時間と場所の確認】
- ◆どんな内容のいじめか？どんな被害をうけたのか・・・【内容】
- ◆いじめのきっかけは何か？・・・【背景と要因】
- ◆いつ頃から、どのくらい続いているのか？・・・【期間】

要 注 意

子どもの個人情報、その取り扱いに十分に注意すること

3 いじめが起きた場合の対応

(1) いじめられた子どもに対して

子どもに対して

- 事実確認とともに、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- 必ず解決できる希望が持てることを伝える。
- 自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

保護者に対して

- 発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を伝える。
- 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- 継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- 家庭で子どもの変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝える。

※いじめを訴えた保護者から 不信感をもたれた教職員の言葉

- ・お子さんにも悪いところがあるようです
- ・家庭での甘やかしが問題です
- ・クラスにいじめはありません
- ・どこかに相談にいかれてはどうか

(2) いじめた子どもに対して

子どもに対して

- いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、子どもの背景にも目を向け指導を行う。
- 心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

保護者に対して

- 正確な事実関係を説明し、いじめられた子どもや保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- 子どもの変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言を行う。

※平素の連携がないため保護者から発せられた言葉

- ・いじめられる理由があるのだろう。
- ・学校がきちんと指導していれば…。
- ・ここまで深刻にならないうちに、なぜ連絡してくれなかったのか。

周りの子どもたちに対して

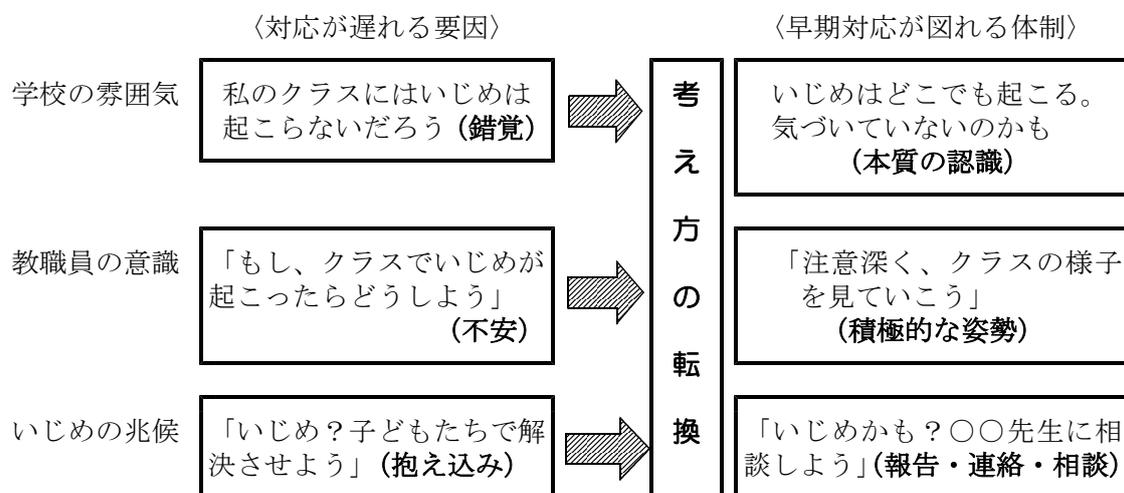
- 当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。
- はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。
- いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

継続した指導

- いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う。
- 教育相談、日記、手紙などで積極的にかかわり、その後の状況について把握に努める。
- いじめられた子どもの良さを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的にかかわり、自信を取り戻させる。
- いじめられた子ども、いじめた子ども双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたる。
- いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取組を強化する。

4 迅速に対応するためには

迅速な対応が遅れる場合の一例である。考え方の転換を図り、より迅速な対応が図れる体制づくりに取り組む必要がある。



V ネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要がある。また、未然防止には、子どものパソコンや携帯電話、スマートフォン等を第一義的に管理する保護者と連携した取組を行う必要もある。早期発見には、メールを見たときの表情の変化や携帯電話の使い方の変化など、被害を受けている子どもが発するサインを見逃さないよう、保護者との連携が不可欠であり、「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していくとが必要である。

1 ネット上のいじめとは

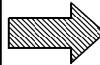
パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の子どもの悪口や誹謗中傷等をインターネット上のWebサイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりする方法により、いじめを行うもの。

トラブル事例 子どもたちが事件に巻き込まれた事例だけではなく、子どもたちがインターネットをどのように使っているか保護者と確認することも大切



■ SNSから生じたいじめ

A君が友達数人に限定したサイト（SNS）だからと安心して、B君の悪口を書き込みました。それをC君がコピーして他の掲示板に書き込み、B君の知るところとなりました。その後、同掲示板にA君への誹謗中傷が大量に書き込まれました。

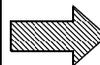


◆掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。

◆スマートフォンで撮影した写真を安易に掲載した場合、写真に付加された位置情報（GPS）により自宅等が特定されるなど、利用者の情報が流出する危険性がある。

■ 動画共有サイトでのいじめ

A君は、クラスの数人からプロレス技をかけられていました。その様子は携帯電話でも撮影されていました。そして過激な映像が注目されている動画共有サイトに投稿されました。



◆一度流出した個人情報は、回収することが困難であるだけでなく、不特定多数の者に流れたり、アクセスされたりする危険性がある。

2 未然防止のためには

学校での情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行うことが大切である。

保護者会等で伝えたいこと

〈未然防止の観点から〉

- 子どもたちのパソコンや携帯電話等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において子どもたちを危険から守るためのルールづくりを行うこと、特に携帯電話を持たせる必要性について検討すること
- インターネットへのアクセスは、「トラブルの入り口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報が流出するといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起きているという認識をもつこと
- 「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に子どもたちに深刻な影響を与えることを認識すること

〈早期発見の観点から〉

- 家庭では、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた子どもが見せる小さな変化に気づけば躊躇なく問いかけ、即座に、学校へ相談すること

情報モラルに関する指導の際、子どもたちに理解させるために

インターネットの特殊性による危険や子どもたちが陥りやすい心理を踏まえた指導を行う。

〈インターネットの特殊性を踏まえて〉

- 発信した情報は、多くの人にすぐに広まること
- 匿名でも書き込みをした人は、特定できること
- 違法情報や有害情報が含まれていること
- 書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺だけでなく、傷害など別の犯罪につながる可能性があること
- 一度流出した情報は、簡単には回収できないこと

【子どもたちの心理】

匿名で書き込みができるなら・・・
自分だとわからなければ・・・
誰にも気づかれず、見られていないなら・・・
あの子がやっているなら・・・
動画共有サイトで目立ちたい・・・

3 早期発見・早期対応のためには

関係機関と連携したネット上の書き込みや画像等への対応

- 書き込みや画像の削除やチェーンメールへの対応等、具体的な対応方法を子ども、保護者に助言し、協力して取り組む必要がある。
- 学校、保護者だけでは解決が困難な事例が多く、警察等の専門機関との連携が必要になる。

書き込みや画像の削除に向けて

被害の拡大を防ぐために、専門機関等に相談し、書き込み等の削除を迅速に行う必要があります。※学校非公式サイト上の削除も同様

〈指導のポイント〉

- 誹謗中傷を書き込むことは、「いじめ」であり、決して許される行為ではないこと。
- 匿名で書き込みができるが、書き込みを行った個人は必ず特定されること。
- 書き込みが悪質な場合は、犯罪となり、警察に検挙されること。

チェーンメールの対応は

〈指導のポイント〉

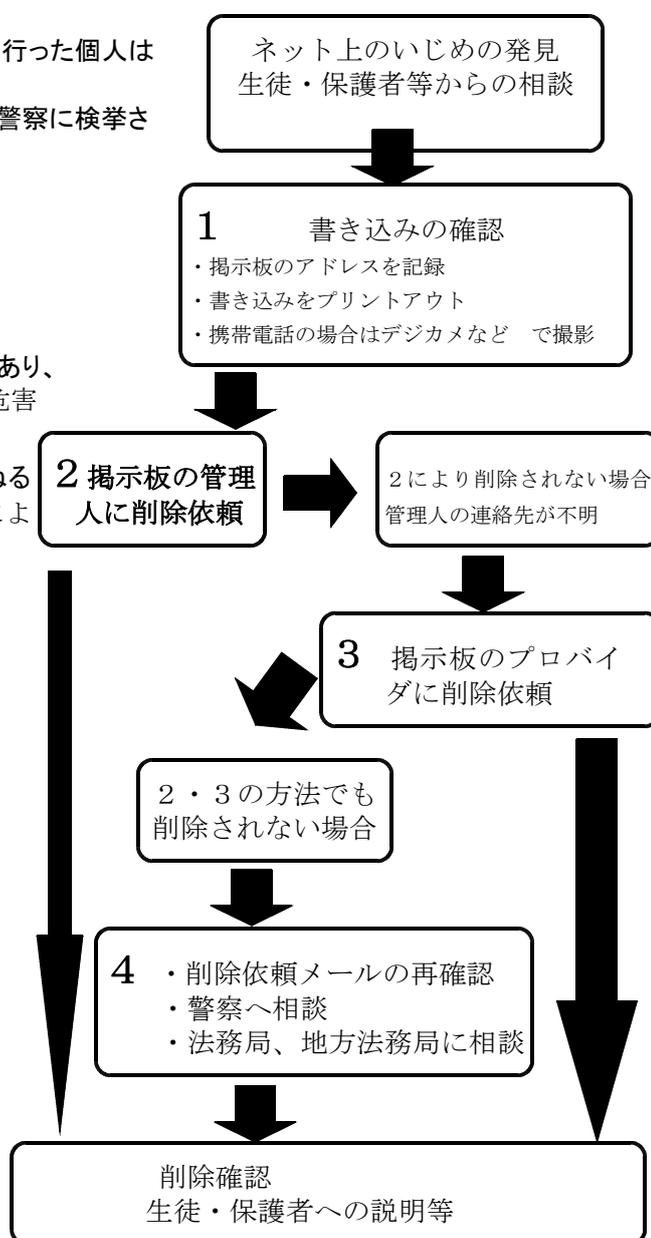
- チェーンメールの内容は、架空のものであり、転送しないことで、不幸になったり危害を加えられたりすることはないこと
- 受け取った人は迷惑し、友人関係を損ねるので絶対に転送しないこと。内容により「ネット上のいじめ」の加害者となること

【チェーンメール転送先】

(財) 日本データ通信協会メール
相談センターにおいてチェーンメールの転送先のアドレスの紹介をしています。
<http://www.dekyo.or.jp/soudan/chain/index.html>

※ネット上のいじめの対応についても早期対応の取り組みが必要である。
※情報機器の進歩により新たないじめが発生する可能性があるため、常に新しい関心に問題をはらう必要がある。

書き込み等の削除の手順（参考例）



VI 重大事態への対応の指針（挿入）

1 いじめの重大事態の定義と対応について

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

いじめ防止対策推進法(平成 25 年法律第 71 号)

法第 28 条第 1 項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」

(同項第 1 号。以下「生命心身財産重大事態」という。)、 「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(同項第 2 号。以下「不登校重大事態」という。)

以上の疑いがある場合、次の対応を行う。

(1) 重大事態が発生した旨を、久米島町教育委員会に速やかに報告し、関係機関への支援要請を行う。

○久米島町教育委員会：098-985-2287

○久米島交番：098-985-2212

○謝名堂駐在所：098-985-8311

(2) 「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」及び「子どもの自殺が起きたときの背景調査の指針」を基に対応する

VII 子どもの自殺が起きたときの背景調査の指針（挿入）

1 背景調査について

自殺に至る過程を丁寧に探ることではじめて、自殺に追い込まれる心理の解明や適切な再発防止策を打ち立てることが可能となる。学校及び学校の設置者が、たとえ自らに不都合なことがあったとしても、事実にはっきりと向き合おうとする姿勢が何よりも重要である。

【心のケアの重視】・調査と心のケアを一体的に行っていく視点を持つ

・配慮の必要な子どもをリストアップする

・調査実施に当たっては心のケアの専門化等の援助が必要

【地域の関係機関】・精神保健部局や関係する職能団体などに援助を求め、地域で支援体制を整えておくことが必要

【遺族との関わり】・遺族の協力が背景調査の実施に不可欠。遺族が背景調査に切実な新城を持つことを理解し、その要望・意見を十分に聴き取るとともに、できる限りの配慮と説明を行う。

2 <背景調査の流れと早期着手の必要性>

①事案発生（認知）後，数日以内の緊急対応については「緊急対応の手引き」を参照

②背景調査全体の大まかな流れは以下のとおりである

（基本調査）

自殺又は自殺が疑われる死亡事案について，事案発生（認知）後速やかに着手する，全件を対象とする基本となる調査であり，当該事案の公表・非公表にかかわらず，学校がその時点で持っている情報及び基本調査の期間中に得られた情報を迅速に整理するもの

【詳細調査への移行の判断と詳細調査に先行した調査実施の有無の判断】

（詳細調査）

基本調査等を踏まえ必要な場合に，弁護士や心理の専門家など外部専門家を加えた調査組織において行う，より詳細な調査。事実関係の確認のみならず，自殺に至る過程を丁寧に探り，自殺に追い込まれた心理を解明し，それによって再発防止策を打ち立てること

3 <緊急対応と背景調査との関係>

自殺が起こってしまった後，下図のとおり様々な対応をする。
背景調査も，調査以外の事後対応の要素と深く関連しながら進んでいく

（下図及び「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」

（平成22年3月文部科学省（以下，「緊急対応の手引き」という。））参考）

